

【公募型プロポーザル】お倉ヶ浜ビーチ駐車場機器等整備工事及び駐車場管理運營業務委託
質問及び回答

令和8年2月17日
日向市ふるさとプロモーション課

※番号は提出順、質問は提出された文章をそのまま記載しています。

番号	項目	質問	回答
1	仕様書 5(2)(ア)(ウ)	「駐車場の出入口は、受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。」 「入口・出口ゲート（アーム受け含む）は各1台とする。」 と記載されておりますが、出入口の数やそれに応じた入口・出口ゲートの数については発注者と協議は可能でしょうか。	可能です。 ただし、出入口の数およびそれに対応する入口・出口ゲートの数については、提案書に具体的に記載し、発注者と協議のうえ決定するものとします。
2	仕様書 5(2)(イ)(エ)	「出口ゲートに精算機を1台、ビーチハウス内に事前精算機を1台以上設置し…」 「カメラ認証システムの不具合に備えるため、駐車券発行機を1台設置すること。」 と記載されておりますが、出口精算機および駐車券発行機の設置は必須要件でしょうか。 両機器を省略した提案は可能でしょうか。	出口精算機は必須要件です。 駐車券発行機はカメラ認証システムのトラブル対応のために設置を求めています。代替措置の提案は可能です。 ただし、代替措置を提案する場合は、地方自治法に基づく適正な料金徴収および発注者への対応報告が確実にできることが前提です。 具体的な代替措置の内容、運用方法、トラブル発生時の対応フロー等を提案書に詳細に記載し、評価時に判断できるようにしてください。
3	仕様書 5(2)(イ)	「精算金種は、紙幣（10000円、5000円、1000円）、硬貨（500円、100円、50円、10円）とすること。」 と記載されておりますが、事前精算機を複数設置する場合は、両替	提案可能です。 ただし、精算機（事前精算機または出口精算機）のうち、必ず1台以上は高額紙幣（10000円、5000円）対応としてください。 また、駐車場利用者が高額紙幣し

		目的の高額紙幣利用を避けるために、1台のみを高額紙幣対応とする提案は問題ないでしょうか。	か持ち合わせていない場合の対応方法について、提案書に記載してください。
4	仕様書 5(2)(サ)	「コールセンターから精算機へ入庫時刻を送信し、料金精算を可能とすること。」 「割引忘れ時等の対応として、コールセンターからの時刻送信により、精算機に割引利用料金を遠隔で表示し、料金精算を可能とすること。」 「コールセンターと精算機との通信機能を有し、過去の精算状況の確認、領収証の再発行ができること。」 と記載されておりますが、こちらの仕様は必須要件でしょうか。	これらの仕様は精算トラブル対応のために求めています。代替措置の提案は可能です。 ただし、代替措置を提案する場合は、地方自治法に基づき、適正な料金徴収および発注者への対応報告が確実にできることが必須条件です。 代替措置の具体的な内容、運用方法、トラブル時の対応体制などを提案書に詳細に記載し、評価時に判断可能な形で提出してください。
5	実施要領 2(8)(ア)	「本件における工事に必要な建設業許可を有していること。」 とありますが、具体的な業種の指定等がありますか。	建設業許可の具体的な業種は、提案内容に即したものとします。 提案者は、有する建設業許可の業種範囲内で、提案内容に含まれる駐車場機器等の工事が適切に実施可能であることを提案書にて明確に示してください。
6	実施要領 2(10)(11)(12)	「・・・実績があること。」 とありますが、元請等としての実績のみに限りますか。	元請等の実績に限ります。
7	仕様書 5(2)(イ)	「精算金種は、紙幣(10000円、5000円、1000円)、硬貨(500円、100円、50円、10円)とすること。」 とありますが、10000円、5000円は必須でしょうか。 必要な場合、事前精算機に高額紙幣機能はございませんので、出口精算機のみ高額紙幣機能でも良いでしょうか。	提案可能です。 ただし、精算機(事前精算機または出口精算機)のうち、必ず1台以上は高額紙幣(10000円、5000円)対応としてください。 また、駐車場利用者が高額紙幣しか持ち合わせていない場合の対応方法について、提案書に記載してください。
8	仕様書 6(2)(ク)	「本件業務委託の一括再委託等は禁止とする。ただし、あらかじめ	再々委託は責任の所在が不明瞭となるおそれがあるため提案で

		<p>め発注者の承諾を得た業務等の一部を再委託する場合は、この限りではない。」</p> <p>とありますが、再々委託を提案することは可能でしょうか。</p>	<p>きません。</p> <p>なお、一部業務の再委託については、提案書に具体的な実施体制を明示し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り可能です。</p>
9	<p>提案書等様式集 様式第3号 委任状 2(1)～(4)</p>	<p>工事は建設業許可営業所しか工事の営業活動が建設業法上認められていないため、弊社の場合、建設業法上の営業所は、本社となります。それ以外の支店は、工事における営業活動（契約締結など）が出来ないため、本社から支店に対して契約締結の権限を委任することができません。実際は本社での契約締結をしますが、その他の契約に関する一切の件と記載されておりますので、建設業法に抵触する可能性があります。</p> <p>(1) 入札・見積に関する一切の件のみの記載に修正して良いでしょうか。</p>	<p>提案者の組織体制に応じて、法令に抵触しない委任事項となるよう、委任状の内容を修正することは可能です。</p> <p>ただし、委任状の委任事項を修正する場合は、必ず事前に発注者の承認を得たうえで提出してください。</p>